

(令和7年3月作成)

ポンプ排水設備の機器更新 補助制度

神戸市建設局

制度の趣旨

建物の排水設備について、神戸市の地形的な要因から公共下水道に接続するために、ポンプ設備が必要な方がいらっしゃいます。

ポンプ設備は配管等と比べて設備費用が高く、寿命が短いため、機器の更新にかかる負担が大きい設備です。本補助制度は、このポンプ設備の機器を更新される場合に、その費用の一部を補助する制度です。

『ポンプ設備の機器の更新』とは（こんな時に使えます）

お住いの住居の建物に汚水を排水するポンプ設備がある場合、①ポンプ（逆止弁・フロート等の付帯品含む）や ②ポンプの自動運転を操作する制御機器は、排水管よりも先に更新が必要となります。

本制度は前述の①、②の更新の際に更新費用の一部を補助する制度です。制度の利用については、下の『補助制度の対象となる条件』をご確認ください。

補助制度の対象となる条件

(1) 対象となる条件（下の①から⑤のすべてに該当する場合）

- ① 隣接道路の公共下水道管と敷地との高低差から、自然流下では公共下水道に汚水の排除ができない低敷地に設置されたポンプ設備
- ② 住居の建物の排水が含まれていること（国・地方公共団体、その他法人が所有しているものは対象外）
- ③ 水洗便所等のし尿の排水が含まれていること
- ④ 地下階の排水を含まないこと
- ⑤ 要綱に規定する更新基準に適合したポンプ設備に更新すること



※ 要綱に規定するポンプ設備の更新基準とは？

- ・ポンプ口径 50mm 以上とし、2台とも更新を行い、交互運転もしくは並列運転するもの
- ・ポンプは自動運転とし、汚水槽の水位によって稼働・停止ができるとともに、タイマーによる 60 分以内の稼働設定ができるもの

(2) 補助金等の額

下の機器の更新に対して、補助金等を交付します。

- ポンプ（逆止弁・フロート等の付帯品含む）の更新　：　1件につき15万円
ただし、1件につきポンプ2台とも更新すること
- 制御機器の更新　：　1件につき20万円

- ※ 他の補助金等事業の交付を受ける経費は対象外
- ※ 機器の購入及び設置（土工事等は含まない）の経費を対象
- ※ 再度、補助金を申請する場合は、
 - ・ ポンプ（逆止弁・フロート等の付帯品含む）は、設置後7年経過で交付可能
 - ・ 制御機器は、設置後15年経過で交付可能

手続きの流れ

まずは、本資料に記載の補助制度の対象となる条件をご確認ください。

(1) 申請前の調査・調整等

- ・ 申請者の選出
 - ※ 申請者は、土地または建物の所有者で、施工業者との交渉、契約、完成検査の立会などをしていただきます。
- ・ 事前に補助制度について相談したいとき
管轄の水環境センターにご相談ください。
 - ※ 補助制度の対象となるかどうかの審査は、申請書及び必要書類の提出がなされた上で行います。

(2) 施工業者（指定工事店）の選定と工事内容の決定

工事を施工する神戸市排水設備指定工事店を決めてください。

また、施工する工事の内容等を調整してください。

- ※ 施工する工事内容が補助制度の対象となるかどうか、確認されたい場合は建設局下水道部管路課にご相談ください。なお、その際に指定工事店が同席できれば、手続きに必要な図面等の説明ができ、手続きが円滑に進みます。

(3) 申請書類の提出

事前の調査・調整等がおわれば、補助金交付申請書（様式1号）に下の必要書類を添付して、建設局下水道部管路課に提出してください。

なお、申請年度内に以下（4）～（8）までを完了させる必要があります。

<申請書に添付する必要書類>

書類名
<input type="checkbox"/> 事業計画書 (工程表、位置図、配管経路及び工事内容のわかる平面図)
<input type="checkbox"/> 建物および既存の排水設備の状況写真
<input type="checkbox"/> 指定工事店から徴取した工事見積書の写し (工事内容のわかる内訳書を添付すること)

(4) 交付の決定

提出書類を審査し、補助金等の交付について正式に決定します。審査結果は申請者へ通知書をお送りいたします。

(5) 工事の施工（補助事業等の実施）

工事を施工ください。

※ 工事内容の変更（補助事業に関わる場合）があれば、変更交付申請が必要です。

(6) 工事の完了確認（補助事業の完了確認）

工事が完了すれば、建設局下水道部管路課へご連絡ください。必要に応じて水環境センターの職員が申請者、施工業者立会の上での現地確認、または、実績報告書での書面確認を行います。

(7) 実績報告書の提出

補助事業等実績報告書（様式8号）に下の必要書類を添付して、建設局下水道部管路課に提出してください。

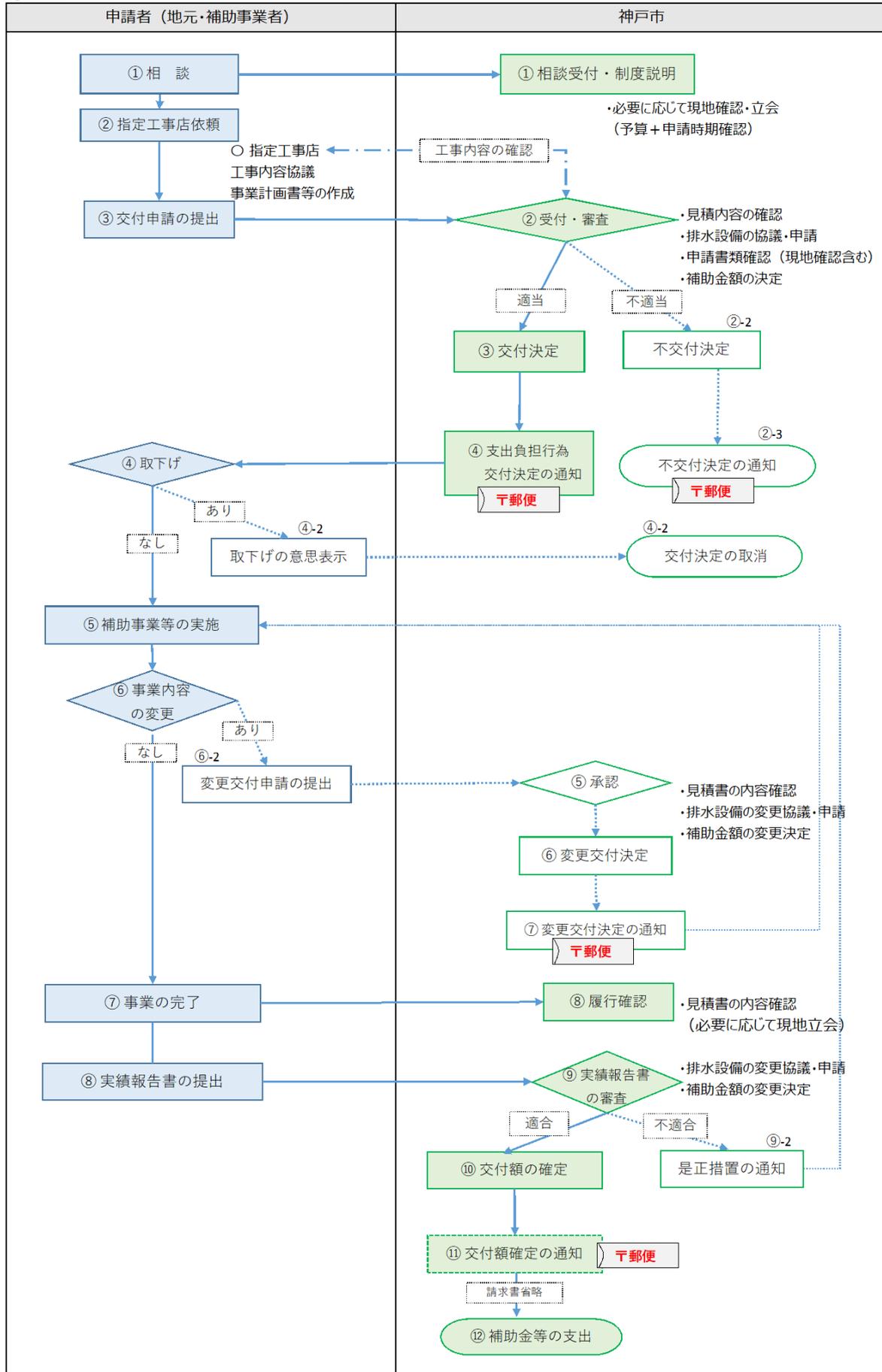
<実績報告書に添付する必要書類>

- ・事業の実施状況がわかる写真
- ・補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど）

(8) 補助金等の交付

実績内容を審査し、補助金等の額を確定し、通知および交付します。

①事業着手前に交付の申請を受付 → 事業完了後に一括で交付



連絡先等

<ご相談先・事前に補助制度に関する相談をしたいとき>
東灘区、灘区、中央区にお住まいの方

東水環境センター 管理課サービス係

神戸市東灘区魚崎南町 2-1-23

TEL:078-451-0456 (平日 9 時～17 時)

兵庫区、長田区、須磨区にお住まいの方

中央水環境センター 管理課サービス係

神戸市長田区南駒栄町 1-44

TEL:078-641-2711 (平日 9 時～17 時)

北区にお住まいの方

中央水環境センター 管理課北下水道係

神戸市北区山田町下谷上字上ノ勝 4-1

TEL:078-581-6250 (平日 9 時～17 時)

垂水区、西区にお住まいの方

西水環境センター 管理課サービス係

神戸市垂水区平磯 1-1-65

TEL:078-752-1700 (平日 9 時～17 時)

<申請書類の提出先・指定工事店 決定後の補助申請に関する相談先>

建設局下水道部管路課

神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号コンコルディア神戸 3 階

○ ポンプ設備に関する申請

TEL:078-806-8799 (平日 9 時～17 時)

<補助金制度の詳細については要綱をご確認ください>